

一般社団法人 神奈川県クレー射撃協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県クレール射撃協会と称し、英文では Kanagawa Clay-target Shooting Association (略称を KCSA) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 神奈川県横浜市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、クレール射撃をスポーツ競技として位置付け、神奈川県のカレー射撃界を統括し、代表団体としてクレール射撃競技の普及・振興及び競技力向上を図り、また銃砲所持者としての高潔な意識を持ち、スポーツマンシップに則りマナー向上に努め、競技者としての志気を昂揚せしめ、もってクレール射撃競技における社会的地位の確立、並びに神奈川県民の心身の健康に寄与することを目的とし、その目的を資するため、次の事業を行う。

- (1) 神奈川県内におけるクレール射撃競技の普及及び指導
- (2) 神奈川県内におけるクレール射撃競技会の開催
- (3) 国民スポーツ大会及び国内外主要競技会への選手派遣及び育成
- (4) クレー射撃に関する指導者及び審判員の養成
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(定義)

第4条 この定款で定めるクレール射撃とは、次に掲げる標的射撃をいう。

- (1) クレー標的射撃競技用散弾銃を使用する射撃競技。
- (2) エア・ライフル銃及びライフル銃並びに散弾銃を使用するランニング・ターゲット射撃競技。

第3章 加盟団体

(加盟)

第5条 この法人は、公益社団法人日本クレール射撃協会及び公益財団法人神奈川県スポーツ協会に加盟する。

第4章 会 員

(会員構成)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の趣旨及び目的に賛同して、サービスの提供・利用を主とするため、入会金及び会費を納入のうえ入会した者。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するためにこの法人に加入した、個人若しくは団体。

(3) 名誉会員

この法人に長年に亘り功労のあった者で、社員総会において推薦された者。

2 正会員は社員総会における議決権を保有する。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、本規則第9条に定める入会審査の各項目に抵触してはならず、理事会の承認を経て会員とする。

2 入会の手続きは、所定の様式に必要事項を記入のうえ申し込み、通年受付けるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。また、引き続き正会員として更新を希望する者は、会費をその年度の6月末までに納付することとし、遅れた場合は速やかに納付しなければならない。

2 既納の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。

3 名誉会員については入会金及び会費を免除とする。

(入会審査)

第9条 この法人に会員として入会の申請がされたとき、理事会は申請者について以下の入会基準が満たされているか、速やかに審査しなければならない。

2 正会員

- (1) 正会員は届出住所地である申請者の居住地又は勤務地が神奈川県内であること。
- (2) 申請が成年被後見人又は被保佐人ではないこと。
- (3) 神奈川県スポーツ協会より、過去2年以内に除名の処分を科せられていないこと。

3 賛助会員

当該統括団体における代表者の承諾が得られていること。

4 名誉会員

理事会にて諮られ、代表理事の承認を得られていること。

(責任義務)

第10条 この法人の正会員は、この法人及び加盟団体が主催主管する競技会等の事業へ積極的に参加し、その運営に協力しなければならない。

- 2 すべての会員は、この法人が定める規則類及び加盟団体が定める諸規定及び規則を遵守・履行しなければならない。

(資格の停止・喪失)

第11条 正会員及び賛助会員が、次の事由に該当する場合には、その資格を停止する。

- (1) 会費等を年度内に入金せず、滞納したとき。
- (2) 正会員がこの法人にて、当該者における資格が停止したとき。

- 2 正会員、賛助会員及び名誉会員が、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が本規則第13条各号による任意退会したとき。但し、同一年度内での再入会をするときには、入会金の再徴収は行わない。
- (2) 正会員及び賛助会員が会費又は必要な納入金等を2年以上滞納又は拒否したとき。但し、名誉会員を除く。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5) この法人から除名となったとき。
- (6) この法人が解散したとき。
- (7) すべての正会員が同意したとき。

- 3 正会員、賛助会員及び名誉会員が、その資格を喪失した場合、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。またその要求にも応じない。

(休会)

第12条 この法人は、会員の休会にかかわる特別な規定は設けない。

- 2 正会員が国民スポーツ大会等の代表選手として選出されていた場合で、何らかの理由により当該大会への出場が不可能となった場合には、別段の定めがない限りその予選における次点の者が選出されるものとする。

(任意退会)

第13条 会員が退会を申し出るときは、その理由を付した退会届を代表理事に提出しなければならない。また提出を受けた代表理事はこれを拒むことはできず、速やかにその決定を下さなければならない。

- 2 会員が成年被後見人又は被保佐人となった場合は、その保護者（法定代理人）が当該者に代わり、退会の旨を代表理事に伝えることにより退会届の提出とみなすことができる。
- 3 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合は、その保護者（法定代理人）が当該者に代わり、退会の旨を代表理事に伝えることにより退会届の提出とみなすことができる。

(処分)

第14条 正会員、賛助会員及び名誉会員において、以下のような事案が発生したものとこの法人が認めた場合は、処分の対象としなければならない。

- (1) 会員としての義務に違反した場合。
 - (2) 会員として相応しくない行為をしたと理事会により判断された場合。
 - (3) この法人及び加盟団体の名誉を著しく傷つけた場合。
 - (4) 社会的規範に反する行為をした場合。
- 2 処分対象会員への裁定は、発生した事案の度合いに基づいたものとし、理事会での審査を経て次の何れかを下すものとする。
 - (1) 軽微な事案に対する口頭での指導処分。
 - (2) 重大な事案に対する書面での勧告処分。
 - 3 処分となった会員がその指導処分又は勧告処分を受けても、改善が見られないとこの法人が認めた場合は、当該会員に対する以下の資格停止処分の是非を理事会にて諮り、3分の2以上の賛成決議を経て下すことができる。

- (1) 資格停止処分は、事案の度合いに基づき次の4段階に区分する。
 - a) 1箇月の資格停止
 - b) 3箇月の資格停止
 - c) 6箇月の資格停止
 - d) 1年の資格停止
- (2) 資格停止処分の解除については、当該会員の近況を判断し、理事会の審査を経た後に代表理事がこれを行うものとする。

(除名)

第15条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。ただし、同決議を経る場合は、当該者に対して当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会にて弁明機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 正会員が下された資格停止処分を受け入れない、若しくは資格停止処分の期間が空けても改善が見られない場合。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第5章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第18条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、本規則第20条2項に基づき必要に応じて開催する。

2 本規則第26条の委任を有効期間内までに行使した正会員又は代理人は出席したものとみなす。

(開催地)

第19条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。当該地での開催が困難な場合は、神奈川県内の何れかの場所において開催する。

(招集)

第20条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合開催する。

- (1) 理事会の決議に基づき請求があったとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分1以上の議決権を有する正社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して代表理事に請求があったとき。
- (3) 代表理事が特に必要と認めたとき。
- (4) 本規則第32条第5項及び第6項により、監事から請求があったとき。

(招集通知期間)

第21条 社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、その会議に付すべき事項、日時及び場所を示した書面をもって正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第22条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。

2 代表理事による議長遂行が難しいと正会員が認めた場合又は代表理事不在の場合は、出席理事の中から役職のより高い者にその任を就かせなければならない。但し、該当する者が定まらないときは、出席理事の互選で決定とする。

(議決権)

第23条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第24条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第25条にかかわる代理権を証明する書類（以下「委任状」という）をこの法人に提出した正会員は、前項による出席扱いとし、又当該委任状による議決権は有効とする。

3 1項・2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が本規則第30条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第25条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において出席しない正会員又はその代理人となる者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第26条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くこと。

(社員総会規則)

第28条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第6章 役員

(役員及び事務局長の設置)

第29条 この法人に、次の役員及び事務局長を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 理事 | 5名以上13名以内 |
| (2) 監事 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |

- 2 理事は正会員の中から選任される。
- 3 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、副会長を1名以上とする。
- 5 監事のうち、1名を筆頭監事とする。

(役員及び事務局長の選任方法)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、選任された理事の中から理事会での信任決議を経て選定する。
 - (1) 代表理事をもって会長とする。
 - (2) 会長は副会長を1名以上指名する。
 - (3) 会長は第54条にかかわる委員長を任命することができる。
 - (4) 理事は競技会における業務を円滑におこなうため、正会員の中から競技役員を複数指名して選任させることができる。当該競技委員は、第35条第3項にかかわる対象とする。
- 3 名誉会員、過去に名誉会員になった者、本規則第14条第1項にかかわる処分を受けたことのある者及び本規則第9条第2項(3)・(4)に該当する者は、理事及び監事に選任することはできない。

- 4 監事は、この法人の理事又は事務局を兼ねることができないものとし、1項で選任された2名の監事から、筆頭監事及び次頭監事を理事会の決議によって選定する。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 公益社団法人日本クレー射撃協会の正会員及び公益財団法人神奈川県スポーツ協会の評議員は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 7 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 8 事務局長は、理事及び監事を兼ねることができない。
- 9 代表理事、事務局長に変更があったときには、公益社団法人日本クレー射撃協会及び神奈川県スポーツ協会へ、変更の届け及び理事会議事録を1箇月以内に提出しなければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括執行する。
 - 3 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行し、以下の業務について代表理事を補佐しなければならない。
 - (1) 総会及び理事会における資料原案の作成をし、その職務を負う。
 - (2) 代表理事にその職務の遂行に支障が出た場合、理事会が予め決定した順序によってその職務を任期終了まで代行すること。

（監事の職務及び権限）

- 第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- (1) 監査報告は筆頭監事が作成するものとし、これが困難な場合は次頭の監事が行う。
 - (2) 筆頭監事にその職務の遂行に支障が出た場合、次頭の監事がその職務を任期終了まで代行すること。但し、筆頭監事の職務復帰が可能となった場合はこの限りではない。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局長に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会及び社員総会へ出席し、議長が認めたときは意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が本規則第 14 条第 1 項に定めた規定に抵触している、若しくはその恐れがあると判断した場合には、当該理事に対し是正の申し入れを行うことができる。
- 5 監事は、前項の報告をこの法人にする必要があると判断した場合には、代表理事へ理事会の招集を書面で持って請求することができる。
 - (1) 代表理事は、請求の会った日から 2 週間以内に当該事案を議題にした理事会を開催しなければならない。
 - (2) 臨時理事会の招集方法については、本規則第 40 条第 2 項に準ずる。
- 6 前項に関する招集請求を受けた代表理事が、その招集を 2 週間以内に行わないときは、監事名でもって招集することができる。

(役員任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は本規則第 29 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 無届にてこの法人の運営を 1 年以上欠席したとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 事務局の業務に従事する者に対しては、社員総会の決議によって支給することができる。
- 3 役員に対し、第3条に掲げる職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前2項及び3項に関する必要な事項及び基準は、社員総会にて定める。
- 5 名誉会員は、無報酬とする。

(名誉会員)

第36条 この法人に、名誉会員（名誉会長、顧問、参与）を置くことができる。

- 2 名誉会長1名以内、顧問（会長又は副会長経験者）及び参与（理事経験者）を若干名とし、理事会の議決を経て任期を定めた上で選任し、代表理事がこれを委嘱する。
- 3 名誉会員は、代表理事の諮問に応え、理事会及び社員総会において意見を述べることができる。
- 4 名誉会員は、理事会及び社員総会においての議決権を保有しない。また委任状の行使もできない。

第7章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定。
- (2) 理事の職務執行の監督。
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職。
- (4) 名誉会員の選任及び解任。
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定。

(6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
- (2) 多額の借財。
- (3) 重要な使用人の選任及び解任。
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備。

(開催)

第39条 この法人の通常理事会は、毎事業年度において年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(開催地)

第40条 理事会は、主たる事務所の所在地において開催する。但し、当該地での開催が困難な場合は、神奈川県内の何れかの場所において開催する。

(招集)

第41条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、本規則第39条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、本規則第39条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日と

する臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第42条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事による議長遂行が難しいと理事が認めた場合又は代表理事不在の場合は、出席理事の互選で決定とする。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第47条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 会計

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については、定時社員総会に報告をし、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を定款及び社員名簿とともに、主たる事務所に5年間備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不分配)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本規則第3条に定める事項については、総正会員の半

数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議によらなければ変更することはできない。

(解散)

第53条 この法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号、並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、同法148条第3号における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第10章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員、外部学識経験者の中から、理事会が任命した者とする。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 各委員会の委員長は副会長が兼務することができる。

第11章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の構成は、事務局長及び会計担当者とし、必要ならば所要の事務職員を置くことができる。
- 3 事務局内の業務については、事務局長及び会計担当者若しくは事務職員により常に確認、精査し、疑義が生じた場合は直ちに代表理事に報告するものとする。
- 4 会計担当者は、代表理事が理事会の承認を得て任免され、理事及び監事を兼ねることはできない。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 6 この法人の資産は、理事会の決議に基づき事務局長が保管・管理するものとする。

第12章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 第一項に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第14章 電子広報

(広報の方法)

第58条 この法人の情報公開に対するインターネットを利用した電子広報に関する取り決めは、別途理事会にて決定する。

第15章 附則

(細則)

第59条 この定款の施行に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第60条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第61条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

- 鈴木 元春
- 浦野 正作
- 大橋 禮之助
- 加藤 衛
- 菅野 武男
- 斉藤 勇三

- 佐藤 光男
- 高橋 義博
- 千葉 光津男
- 中野 雅司
- 野寄 康之
- 蛭田 幹夫
- 矢部 重信
- 渡辺 博美

設立時代表理事

- 矢部重信

設立時監事

- 川村 優
- 蛭田 定治

(第6条会員構成の特則)

第62条 現普通会員は新定款での正会員とする。旧定款で団体の代表者として正会員であった者はその地位を喪失する。また名誉会員はその地位を継承する。

- 2 県内各市町村クレール射撃協会等は、この法人に団体として加盟する。
 - (1) 当該加盟団体は、この法人が主催する競技会に参加することができる。
 - (2) 当該加盟団体に対する会費、及び競技会参加費用の金額並びに徴収方法等は、本法人の理事会により決定される。
- 3 以下に変更前の定款の一部を示す

(会員)

第5条 この法人に加入できる会員は次のとおりとする。

- (1) 団体会員
 - ア) 神奈川県内の各地区において、クレール射撃を統括する団体
 - イ) 理事会及び総会において承認を受けた団体
- (2) 個人会員
 - ア) 神奈川県内に住所を有し、クレール射撃を愛好する者で、この法人の目的や趣旨に賛同する者
 - イ) この法人の理事の推薦状がある者
- (3) 名誉会員
この法人に対し、特に功労のあった個人又は団体で、理事会及び総会の決議を経た者。

(団体会員規則)

第6条 前条の団体会員になろうとする者に必要な規定は、別に定める。

(会員種別)

第7条 この法人の会員種別は第5条の会員で、次の3種とする。

(1) 正会員

ア) 第5条(1)に規定する団体の代表者

イ) 本会の運営上、銃の所持に必要な制度、安全確保を含む技術面で卓越した者で、第5条(2)の該当者から会長が指名する者

(2) 普通会員

第5条(2)の個人会員で、この法人の趣旨に賛同し、その目的達成に協力する者

(3) 名誉会員

第5条(3)の該当者

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

定款変更日付

平成23年6月19日

平成26年7月10日

平成28年7月3日

令和6年6月27日

令和6年6月27日

上記は当法人の定款の原本と相違ありません。

横浜市港北区大曾根三丁目13番1号

一般社団法人神奈川県クレー射撃協会

代表理事 加藤 修一

